

令和3年度相談支援に関する取組について

- 1 令和4年4月からの相談支援体制について……p.2
- 2 生活介護サービスの充足に向けた取組について……p.3

福祉保健部 福祉課

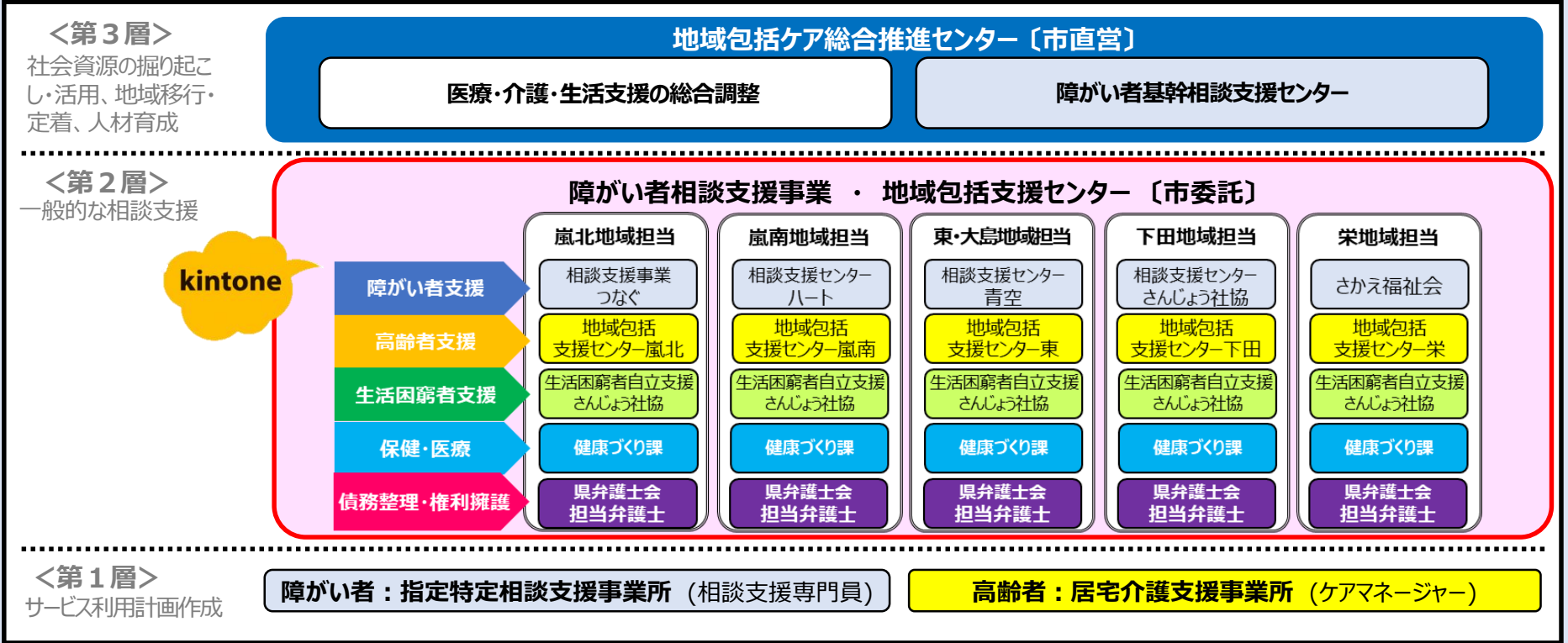
1 令和4年4月からの相談支援体制について

[相談支援のあるべき体制]

制度による縦割りの弊害を排除し、複雑化・複合化する課題に対応していくため、**地域包括支援センターと障がい者相談支援事業所を紐付け**、地域単位で**包括的なサービスを提供**していく。

また、現在直営で実施している生活困窮・ひきこもり相談については、社会福祉協議会の事業と類似しており、相互に連携する必要があることや、相談者の利便性の面から、**R4.4月から社会福祉協議会に業務委託し、生活困窮事業の一体化を図る**。

さらに、法的整理を要する困難ケースが増加していること等から、**圏域単位の相談支援体制に担当弁護士を配置する**。



※圏域割については、相談支援事業所及び包括の意見や、現在の計画相談者数、各種手帳所持者の分布等を踏まえて決定した。

※下田圏域については、令和3年4月から先行して連携を開始

※栄圏域の相談支援事業所については、さかえ福祉会に依頼し、令和4年4月から開設する方向で調整中

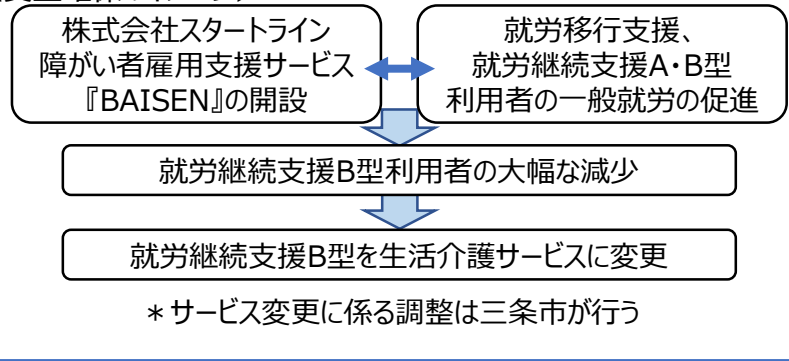
※Kintoneとはデータの蓄積・一覧・検索・コミュニケーションが可能なクラウドサービス。要支援者のケース情報をkintone上で管理することで、閲覧権限のある関係者と迅速な情報共有が可能

生活介護サービスの充足に向けた取組について

①受け皿の確保

就労移行支援、就労継続支援A・B型利用者の一般就労を促進することで、市内社会福祉法人の既存資源を活用し、現在不足している生活介護サービスの充足を図る。

〔受皿確保のイメージ〕



〔相談員から報告された地域課題一覧〕

令和2年12月から令和3年6月までの間に報告された地域課題一覧である。特に、「行動障がい児・者の事業所受入れの難しさ」が喫緊の課題として挙げられた。

分類	件数
行動障がい児・者の事業所受入れの難しさ	5
成年後見制度の利用促進	5
市内サービス事業所等の資源不足(生活介護)	3
支援者(家族)の疲弊(ニーズに対する利用制限による)	3
医療ケア児等の通院費助成	2
医療機関との連携	2
家族の協力体制の構築	2
虐待対応	2
当事者の母親依存	2
その他	13
総計	39

重層的支援(弁護士会への委託)で対応

生活介護事業の場所の確保に向けた取組と併せ、行動障がい児・者などの受入れを可能としていくための支援員が必要なスキルやノウハウ等を身に付けられなければ、受け皿とはなり得ない。

②ソフト面での体制整備(スキルやノウハウ等の定着)

●生活介護フォローアップ事業 令和4年度重点施策事項

- 〔目的〕
事業所の支援力及び質の向上を図り、適切に支援できる事業所を増やす。また、効率的な運営が行えるようサポートする。
- 〔業務内容〕
- ・強度行動障がい児・者を支援する事業所等に対する個別相談支援
 - ・生活介護事業開設等に関する支援
 - ・生活介護事業所の運営及び経営に関する助言
 - ・その他、生活介護事業所からの相談に関すること
- 〔業務形態〕

市内社会福祉法人に事業委託 ※今期障がい福祉計画の計画期間(～令和5年度)の重点事業として実施